

令和7年度川西町物価高騰対応企業応援給付金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 町長は、光熱費や資材等の物価高騰により影響を受けている事業者の持続的な経営意欲を応援するため、川西町補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和44年規則第15号。以下「規則」という。）に定めるものほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で給付金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「基本法」という。）第2条第1項各号に規定するものであって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模事業者 基本法第2条第5項及び小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第2条第2項に規定する小規模事業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 常時使用する従業員 事業にあたり常態として使用する労働者であって、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条で規定する解雇の预告が必要とされる者をいう。

(給付対象者)

第3条 給付金の交付の対象となるものは、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 町内に1年以上本社又は事業所を有する中小企業及び小規模事業者であって、以下に該当しない者
 - ア 個人事業者
 - イ 日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）のうち別表第1に掲げる小分類の業種
 - ウ 町から受託している指定管理団体
- (2) 国、県、町及び他団体から本事業に類似する補助金等の交付を受けていない者
- (3) 町税等を完納していること。
- (4) 川西町暴力団排除条例（平成24年条例第7号）第2条第1号から第3号までに定める暴力団、暴力団員及び暴力団等に該当しない者

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、令和8年1月1日時点において給付対象者が常時使用する従業員数に応じ、別表第2のとおりとする。

(給付金の申請等)

第5条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条の規定にかかわらず、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 給付金申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）
- (2) 町税等納付情報閲同意書（様式第1号裏面）
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、規則第13条に規定する実績報告を兼ねるものとする。

(給付金の交付決定及び額の確定等)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があった場合は、規則第5条第1項の規定にかかるわらず、その内容を審査し、給付金交付の可否について決定し、申請者に対し給付金交付（不交付）決定及び額の確定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 規則第14条に規定する給付金等の額の確定については、前項の交付額等の決定と併せて行う。

(給付金の支払い)

第7条 町長は、前条の給付金の交付額及び額の確定通知をもって、申請者に対して速やかに給付金を交付するものとする。

(給付金の返還)

第8条 町長は、給付金の交付を受けた者が虚偽又は不正な方法によって交付を受けたと認めるときには、既に交付した給付金の全部又は一部について期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1

大分類		中分類		小分類	
A	農業	01	農業		全業種
B	林業	02	林業		全業種
D	製造業	10	飲料・たばこ・飼料製造業	102	酒類製造業
G	情報通信業	38	放送業	381	公共放送業（有線放送業を除く）
H	運輸業・郵便業	43	道路旅客運送業		全業種
		49	郵便業		全業種
J	金融業・保険業	62	銀行業		全業種
		63	協同組織金融業		全業種
		64	貸金業		全業種
		65	金融商品取引業、商品先物取引業		全業種
		66	補助的金融業等		全業種
		67	保険業		全業種
K	不動産業・物品賃貸業	68	不動産取引業		全業種
L	学術研究、専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関		全業種
O	教育、学習支援業	81	学校教育		全業種
		82 その他の教育、学習支援業		820	管理、補助的経済活動を行う事業所
				821	社会教育
				822	職業、教育支援施設
				829	他に分類されない教育、学習支援業
P	医療、福祉	83	医療業	830	管理、補助的経済活動を行う事業所

			831	病院
			832	一般診療所
			833	歯科診療所
			834	助産・看護業
		84	保険衛生	全業種
		85	社会保険・社会福祉・介護事業	全業種
Q	複合サービス業	86	郵便局	全業種
		87	協同組合(他に分類されないもの)	全業種
R	サービス業(他に分類されないもの)	93	政治・経済・文化団体	全業種
		94	宗教	全業種
		95	その他のサービス業	全業種
		96	外国公務	全業種
S	公務	97	国家公務	全業種
		98	地方公務	全業種
T	分類不能の産業	99	分類不能の産業	999 分類不能の産業

別表第2

常時使用する従業員数	給付金額
1人から5人まで	30,000円
6人から10人まで	50,000円
11人から20人まで	100,000円
21人以上	150,000円